山形労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車整備業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

山形労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間772円」を「１時間786円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

福島労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間787円」を「１時間801円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

福島労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間785円」を「１時間800円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間780円」を「１時間795円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間822円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間880円」を「１時間893円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間855円」を「１時間869円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間859円」を「１時間872円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県各種商品小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間819円」を「１時間832円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間850円」を「１時間865円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

富山労働局長　吉田　研一

第４号中「１時間790円」を「１時間800円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

山梨労働局長　能坂　正徳

第４号中「１時間819円」を「１時間834円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

岐阜労働局長　本間　之輝

第４号中「１時間890円」を「１時間902円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月21日から効力を生ずる。